

経 第 6 0 5 号
令和2年11月19日

各関係団体の長 様

千葉県商工労働部長
(公印省略)

Go To Eat キャンペーン事業等の取扱いについて (通知)

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御協力いただきありがとうございます。

全国的に新型コロナウイルス感染症の急速な拡大が懸念されている中、「Go To Eat キャンペーン事業」の食事券・ポイントの利用について、国から検討するよう要請されたこと及び本県における新規感染者数の状況を踏まえ、これ以上の感染拡大を防ぐため、本県においては、当該事業における食事券等の利用について、原則として「4人（子どもを除く）以下の単位」での飲食とすることとし、別添のとおり報道発表しました。

つきましては、当該報道発表内容について、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

引き続き、感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。

(連絡先)

千葉県商工労働部経済政策課政策室

電話：043-223-2769

E-mail：keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp